

第7期長野市障害福祉計画  
第3期長野市障害児福祉計画  
令和6年度～令和8年度  
(案)  
【概要版】

長野市 保健福祉部 障害福祉課

## (1) 趣旨

第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画(令和3年度～令和5年度)が同時に計画期間の終了を迎えることから、長野県の計画に準じ、**2つの計画を一体化して策定**するもの

### ◆長野市障害者基本計画（義務）（令和3年度～令和8年度）

- ・目的 障害者のための施策に関する基本的な計画
- ・根拠法令 障害者基本法第11条第3項

### ●第6期長野市障害福祉計画（義務）

- ・目的 国の基本指針に即して、障害福祉サービスの量の見込み及びその確保方策、その他「障害者総合支援法」に基づく業務の円滑な実施に関する計画
- ・根拠法令 障害者総合支援法第88条第1項

### ●第2期長野市障害児福祉計画（義務）

- ・目的 国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援のサービスの量の見込み及びその確保方策、その他「児童福祉法」に基づく業務の円滑な実施に関する計画
- ・根拠法令 児童福祉法第33条の20

## (2) 計画の期間

年 度		H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
長野市	障害者基本計画	第1次										第2次					
	障害福祉計画	第3期		第4期		第5期		第6期		第7期							
	障害児福祉計画	第1期						第2期		第3期							
長野県	障害者計画	プラン2012						プラン2018						プラン2024			
	障害福祉計画	第3期		第4期		第5期		第6期		第7期							
	障害児福祉計画	第1期						第2期		第3期							
国	障害者基本計画	第3次						第4次				第5次					

### (3) アンケート調査等 (本編14～17ページ)

- ① 調査対象：障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児(ともに家族回答可)  
障害福祉サービス事業所運営法人・団体
- ② 調査期間：障害者及び障害児  
令和5年8月28日(月)～令和5年9月12日(火)  
障害福祉サービス事業所運営法人・団体  
令和5年8月28日(月)～令和5年9月8日(金)
- ③ 調査方法：障害者及び障害児                      アンケート用紙の回収  
障害福祉サービス事業者                      電子メールによりアンケート回答

区 分	発送数(票)	有効回収数(票)	回収率(%)
障害者及び障害児	1,200	620	51.7
障害福祉サービス事業者	117	63	53.8

## (4) 成果目標 (本編23～35ページ)

国の指針に示されている成果目標及び方針等に基づき、本市の令和8年度目標値、障害福祉サービス及びサービス提供基盤の「量の見込み」並びに地域生活支援事業の必須事業及び任意事業の目標事業量を設定(以下は主な成果目標)

### 成果目標1 施設入所者の地域への移行

地域生活への移行を進める観点から、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する取組を推進します。

項目	令和4年度実績	令和8年度目標
令和4年度末時点の施設入所者数(A)	245人(A)	—
① 令和8年度末までに地域生活に移行する人の数	—	15人 (A)の6%以上
② 令和8年度末時点における施設入所者の削減数	—	13人 (A)の5%以上

## 成果目標2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

6

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、保健・医療・福祉・介護関係者などの連携強化を図ります。

目標		単位	令和4年度実績	令和8年度目標
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		回	—	1回以上
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	保健	人	—	1人以上
	医療(精神科)	人	—	1人以上
	医療(精神科以外)	人	—	1人以上
	福祉	人	—	1人以上
	介護	人	—	1人以上
	当事者	人	—	1人以上
	家族	人	—	1人以上
	その他	人	—	1人以上
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		回	—	1回以上

## 成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

基幹相談支援センターを設置し、障害者等の相談や体験の機会・場等、事業所等の地域の社会資源をコーディネートすることにより、機能の充実を図ります。

項目	令和4年度実績	令和8年度目標
① 地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所	1箇所
② コーディネーター配置人数	1人	1人
③ 運用状況の検証・検討の実施回数	1回	年1回以上
④ 強度行動障害を有する者への支援ニーズの把握と支援体制の整備	北信地域で 支援体制整備	北信地域で 支援体制整備

### 【地域生活支援拠点とは】

障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のことで、「相談」、「緊急時の受入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つを柱としている。

## 成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

障害福祉サービス事業所及びその他関係機関等との連携により、就労移行支援事業の利用促進を図るとともに、支援の担い手の育成や事業の周知に努め、一般就労につながるよう、障害のある人の特性に応じたきめ細かい支援を行います。

項目		令和3年度実績	令和8年度目標
①	福祉施設から一般就労への移行者数	78人[ア]	100人 [ア]の1.28倍
②	就労移行支援事業における一般就労への移行者数	49人[イ]	65人 [イ]の1.31倍以上
③	就労継続支援事業における一般就労への移行者数	A型	6人 [ウ]の1.29倍以上
		B型	27人 [エ]の1.28倍以上
【参考】生活介護・自立訓練（機能訓練/生活訓練）から一般就労への移行者数		4人[オ]	5人 [オ]の1.25倍

項目		令和3年度実績	令和8年度目標
④	就労定着支援事業 利用者数	50人	71人 1.41倍
⑤	就労定着率7割以上の事業所数（全事業所の2割5分以上）	9/11事業所	4/13事業所 （全体の2割5分以上）

## 成果目標5 障害児支援の提供体制の整備

児童発達支援センターを中核とした地域支援体制を整備するとともに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保を進めます。また、医療的ケア児に対しては、コーディネーターと連携を図りながら、支援の充実を図ります。

項目	令和4年度実績	令和8年度目標
児童発達支援センターの設置	2箇所	2箇所以上
保育所等訪問支援を実施する主体数	4箇所	5箇所以上

項目	令和4年度実績	令和8年度目標
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	6箇所	7箇所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	6箇所	7箇所

項目	令和4年度実績	令和8年度目標
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	0人	1人

基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制を強化する体制を確保します。

目 標	令和4年度実績	令和8年度目標
基幹相談支援センターの設置	未設置	設置
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	52件	70件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	9件	12件
地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	44回	60回
個別事例の支援内容の検証実施回数	0回	24回
主任相談支援専門員の配置人数	21人	35人

目 標	令和4年度実績	令和8年度目標
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	0回	12回
協議会への参加事業者数・機関数	117団体	178団体
協議会の専門部会の設置数	5部会	5部会
協議会の専門部会の実施回数	50回	60回

## 成果目標7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係自治体等との共有を行います。

項目		令和4年度実績	令和8年度目標
県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への市職員の参加人数		12人	20人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無	無	有
	審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数	0回	1回

障害福祉サービス (障害者総合支援法)

訪問系サービス

- ① 居住介護
- ② 重度訪問介護
- ③ 同行援護
- ④ 行動援護
- ⑤ 重度障害者等包括支援

日中活動系サービス

- ① 生活介護 ② 自立訓練
- ③ 就労選択支援
- ④ 就労移行支援
- ⑤ 就労継続支援
- ⑥ 就労定着支援
- ⑦ 短期入所
- ⑧ 療養介護
- ⑨ 自立生活援助

居住系サービス

- ① 共同生活援助  
(グループホーム)
- ② 施設入所支援

○ 相談支援

障害児通所支援 (児童福祉法)

- ① 児童発達支援
- ② 放課後等デイサービス
- ③ 保育所等訪問支援
- ④ 居宅訪問型児童発達支援

○ 障害児相談支援

地域生活支援事業

必須事業

- ① 理解促進研修・啓発
- ② 自発的活動支援
- ③ 相談支援
- ④ 成年後見制度利用支援・  
成年後見制度法人後見支援
- ⑤ 意思疎通支援等
- ⑥ 日常生活用具給付等
- ⑦ 手話奉仕員養成研修
- ⑧ 移動支援
- ⑨ 地域活動支援センター機能強化

任意事業

- ① 訪問入浴サービス
- ② 在宅障害者タイムケア
- ③ 障害児自立サポート

## (6) 見込み量推計と確保方策の考え方

① 各サービスの見込み量については、次の事項を勘案して設定しています。

- 前計画期間における利用実績や推移
- 障害当事者や関係団体、事業所調査等から得た利用者ニーズの動向
- 施設入所者の地域生活への移行者数
- 特別支援学校卒業者数
- 入院中の精神障害者のうち、地域生活への移行後に利用が見込まれる人の数 等

② 主な各サービスの見込み量の確保方策については、以下のとおりです。

- 障害福祉サービスについては、障害者が必要とするサービスを選択し、利用することができるよう、必要な実施体制の整備を図ります。特に、居住系サービスの共同生活援助(グループホーム)については、今後、需要の増加が見込まれることから、事業者の協力を得ながら、障害の特性に応じたサービスの量的な拡大を図ります。
- 障害児通所支援については、教育・保育等の関係機関と連携を図り、身近な場所で、障害児及びその家族に対して、サービスを提供するために必要な実施体制の整備を図ります。特に、放課後等デイサービスについては、今後、需要の増加が見込まれることから、事業者の協力を得ながら、障害の特性に応じたサービスの量的な拡大を図ります。
- 地域生活支援事業については、障害者が自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、現在の体制を維持し、サービスの提供体制を確保します。

月 日	内 容
令和5年5月30日	長野市社会福祉審議会に諮問
令和5年5月～10月	同審議会障害者福祉専門分科会において2回の審議
令和5年12月1日 ～12月28日	パブリックコメントの実施
令和6年1月22日	障害者福祉専門分科会において計画案承認
令和6年2月1日	長野市社会福祉審議会から計画の答申
令和6年4月1日	「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」 スタート